

令和6年3月22日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 秦 浩

### 総務文教委員会審査報告書

令和6年第2回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

#### 記

##### 1. 審査経過

付託年月日 令和6年2月19日、令和6年3月13日

審査年月日 令和6年2月22日、令和6年3月15日

##### 2. 出席者

委員 秦委員長、豆田副委員長、中村恵輔委員、山本委員、佐伯委員、戸田委員

執行部 大庭総務部長、花田経営企画部長、堤田健康福祉部長、城野教育部長、石津教育部理事、向井経営戦略課長、竜口総務課長、木原人事秘書課長、桜村防災安全課長、佐々木管財課長、朝長いきいき健康課長、谷口郷育推進課長、長友郷育推進課主幹、新海人事係長、槇安心安全まちづくり係長、石津健康づくり係長、柴田教育施設係長、千原学校建設準備係長、平学校建設準備係主任

◎議案第14号 福津市一般職の職員の給与に関する条例を改正することについて  
審査内容

##### (1) 主な質疑及び答弁

(質疑) この条例以外で、正規職員と会計年度任用職員の差はあるのか。

(答弁) 病気休暇など休暇の取り扱いで差がある。

##### (2) 主な意見

なし

##### (3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第15号 福津市職員の育児休業等に関する条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 会計年度任用職員の育休取得率と、男女別の割合は。

(答弁) 取得率ではないが、人数は過去に1名、現在1名の合計2名で、どちらも女性である。

(質疑) 会計年度任用職員で、妊娠出産を理由に退職された方はいるのか。

(答弁) いないと認識している。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第16号 福津市営住宅管理条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 改正条項が適用される方から申請があった場合、市営住宅は入居できる状態なのか。

(答弁) 市営住宅は順番待ちの場合があるため、即座に入居できない状態である。

(質疑) 改正条項を適用する場合、急を要する状況と思われるが、入居待ちの順番の優先度を上げる考えはないのか。

(答弁) 本市の市営住宅は戸数が少なく、入居申込みの種類を仕分けして受付けないため、優先ではなく順番という形をお願いしている。同時に、常時受付けている県営住宅等他の公営住宅を案内している。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第27号 工事請負契約を締結することについて（福津市健康福祉総合センター外壁・防水改修工事）

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 今後の建設費高騰を見越してこの時期に契約することだが、本来はいつ頃の契約予定だったのか。

(答弁) 令和6年度に入ってから入札執行の予定であった。

(質疑) 今後さらに建築資材高騰となった場合、追加予算が計上される可能性があるのか。

(答弁) 予期せぬ建築資材の高騰があった場合は受注者と協議を行うが、変更がまったくないとは言えない。

(質疑) この工事は、老朽化による修繕なのか、それとも長寿命化を図るものなのか。

(答弁) 老朽化を修繕し、長寿命化も図るという工事である。

(質疑) 貸館事業に影響はないか。

(答弁) 工事期間中も貸館事業は行うが、通行の妨げや騒音等が発生すると考えている。利用者には、予約時に十分説明する。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第28号 工事請負契約を締結することについて（複合文化センター文化会館大規模改修工事）

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) トイレは全て洋式化するのか。

(答弁) 全て洋式化する。

(質疑) 工事期間が長期になると考えられるが、貸館事業の対応は。

(答弁) 令和7年4月から令和8年3月まで全館休館となる。休館の間は、代替施設を利用するようお願いしている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第29号 工事請負契約を締結することについて（福間中学校校舎増築工事（設計・施工一括））

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 特別教室2教室は、どのような教室になるのか。

(答弁) 今後、学校との協議の中で決めていく。

(質疑) デザインビルド方式を採用した理由と、入札でなくプロポーザル方式にした理由は。

(答弁) 令和7年4月に増築校舎を間に合わせるため、施工期間の確保ができない。デザインビルド方式は設計と施工管理を一括で行い、工事期間を長くとることができる。他市の事例などを使って、要求仕様書等の作成から発注までの時間を短縮できるようになったため採用した。工事期間が非常に短い中で、民間の知恵をお借りするため、プロポーザル方式にしている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第31号 工事請負契約を締結することについて（新設小学校造成工事（1工区））  
審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 仮契約書が締結されているが、議案が否決された場合、違約金等が発生するののか。

(答弁) 損害賠償等は発生せず、損害賠償請求権は双方とも発生しない。

(質疑) このタイミングで工事請負契約を締結しなければならない理由は。

(答弁) 今回でなければ、令和9年度4月の新設校開校は諦めなければならない。

(2) 主な意見

(反対) 12月定例会で、新設校建設予定地に関する請願書を議員全員一致で採択したが、十分な配慮、対応がされていないと判断した。開校が間に合わないという理由で契約が推し進められており、新設校建設予定の周辺地域への安全性の評価および地域住民への説明が不十分であるため反対。

(賛成) 議案自体に瑕疵がなく、今やらなければ令和9年4月開校が難しくなるとの答弁もあった。請願内容の住民との合意形成について、不完全ではあるが一定すすめられていること、今後も地域住民へ丁寧な説明をしていくということから賛成。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により否決すべきものと決定した。